

南港中央テニススクール受講規約

(名称・所在地)

第1条 本事業は、南港中央テニススクール（以下本スクール）と称し、事務所を大阪市住之江区南港東8丁目5-132南港中央野球場管理事務所に置くこととする。

(目的)

第2条 本スクールを通じ、受講者相互の健全な心身の維持育成と親睦を目的とする。

(運営)

第3条 本スクールの運営管理は、一般財団法人大阪スポーツみどり財団(以下当財団)が行うこととし、また運用については受講規則に定める通りとする。

(入会資格)

第4条 本スクールへの入会資格者は、スポーツを行うのに適した健康状態である者とし、本スクールの目的を理解し、本規約及び受講規則を遵守できる者に限る。

- 2 本スクール内ではコーチの指示に従い、エチケット及びマナーを守り、第三者に迷惑をかけないように努めるとともに健康管理には十分注意し、各自の責任において参加するものとする。

(会員資格の取り消し)

第5条 本スクールの名誉を著しく棄損した会員、および本スクールの諸規定に違反した会員については、その資格を取り消す場合があるものとする。

(開講制限)

第6条 天災、災害、法令の改廃、経済情勢の変動、本施設の改造、補修点検など、止むを得ない事由が発生した場合は、本スクールはその一部または全部を休講または短縮するなど開講制限を行うことができるものとする。

(保険加入)

第7条 本スクール中に起きたケガなどに対応するため、本スクールはスポーツ傷害保険に加入する。また本スクール中に起きた事故などの補償に関しては保険会社の約款に沿って補償するものとする。

(傷害事故などにおける対応と免責事項)

第8条 本スクールの会員が受講中に負傷した際は、コーチまたは施設スタッフが応急処置を施すものとする。

- 2 受講中に起きた盗難などのトラブルにおいては、本スクールの責めに帰すべき事項がない限り責任は負わないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 本スクール入会に必要な個人情報は、主に会費徴収及びイベント情報やご利用案内やスクール会員登録、スクール中止等の連絡に利用するものとし、目的の範囲を超えた使用は行わないものとする

- 2 本スクール生の個人情報は、当財団の個人情報保護方針に基づき、適正に管理、利用するものとする。

(附則)

第10条 本規約・受講規則の改廃、変更については本スクールを運営する当財団が決定し、その効力はすべて会員に及ぶものとする。

平成27年 4月 1日 施行

平成28年 4月 12日 改訂

令和 2年 4月 1日 改訂

南港中央テニススクール 受講規則

● クラスの種類・受講料について

クラスの種類・受講料は別紙の通りとします。ただし、物価その他の諸事情によりやむなく受講料を変更することがあります。

● 新規申し込みについて

- スクール・基本ワンポイントの申し込みは、電話または所定の用紙を管理事務所に提出するか、当財団のホームページより行ってください。一度納入された受講料はいかなる理由があっても返金できません。
- 途中入会される方の料金は、1期分の総額から参加される回数割で徴収します。その際の振替権利は以下の通りです。

受講回数	振替権利
8回分の支払い	2回
4～7回分の支払い	1回
1～3回分の支払い	0回

- 新規申し込みの前に以下の料金で体験・スポット受講をご用意しております。必要に応じてご利用ください。

	料金（平日）	料金（土日）
体験（大人）※一回のみ	1,600円	1,850円
体験（キッズ・ジュニア）※一回のみ	-	900円
スポット（一般・スクール生）	1,600円	1,850円
スポット（スクール生以外）	2,100円	2,400円
スポット（キッズ・ジュニア・スクール生）	-	900円
スポット（キッズジュニア・スクール生以外）	-	900円

- 上級ワンポイント・プライベートレッスン・グループレッソンの受講を希望される方は、前日の営業時間内（火曜日のお申し込みに関しては前週日曜日まで）に管理事務所の窓口または電話にてお申込みください。

●定員について

1クラスあたりの受講人数は本受講者8名、振替者2名の計10名までとします。

●スクール・レッスンの成立

50分・60分クラスは開始後30分経過、90分・110分クラスは開始後60分経過後に成立するものとし、開始後成立となった場合でも順延はしません。

●スケジュール

年間を6期に分け1期は各クラスとも8回を標準とします。雨天などにより当該スクールの中止、または使用コートを変更することがあります。

●自己都合による欠席の振替について

- 欠席分の振替は2回までとします。受講中の期間内に在籍クラス以外で受講してください。ただし、次期分の入金が完了している場合は、振替の受講期限を次期までとします。
- 振替先のコースでお困りの方は管理事務所スタッフ又はコーチにご相談ください。
- 振替を希望する場合は、前日の営業時間内（休場日の場合は前々日まで）に管理事務所まで連絡を入れてください。
- 平日（火～金曜日）のスクール受講者が、土・日曜日へ振替する場合は、1回あたりのスクール料金の差額分を徴収します。
- 土・日曜日のスクール受講者が、平日（火～金曜日）のスクールへ振り替える場合は差額分の返金はありません。

●中止について

- 雨天時による中止の決定はスクール開始1時間前に行い、その旨はメールまたは電話で連絡します。
- スクール開始時刻の1時間前の時点、若しくはスクール開催中に大阪市内に暴風警報が発令されたときはスクールを中止し、その後暴風警報が解除されても同様とします。
- 期間中、天候により受講できなかった回数分は、継続時に次期スクール受講料より割引します。

●継続について

- 継続希望の方は受講期間中に雨天等を差し引いた全額の料金を納めることにより、継続になります。
- 支払期日までに入金がなされなかった場合は、継続の意思がないものとみなします。ただしやむを得ない事情がある場合は管理事務所に継続の意思をお伝えください。その際に定員数を超えている場合があります継続いただけない事があります。

●退会について

- 退会される場合は、事前に管理事務所へ申し出てください。
- 退会后、天候により受講できなかった分は振替として次の期以内に受講できます。
- 途中退会の場合は、残りの受講が残っていても返金はありません。

●個人情報の取り扱いについて

- スクール中の映像、写真、記事、記録などをテレビ、新聞、インターネット（SNS 含む）等へ利用させていただく場合があります。同意されない場合は管理事務所までご連絡ください。

●お問合せ

南港中央野球場庭球場 管理事務所

〒559-0031 大阪府大阪市住之江区南港東 8 丁目 5-132

T E L : 06-6614-0549 （休場日：月曜日）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

南港中央テニススクール ジュニア育成受講規則

●目的

本スクールでは選手権出場を目標とし、それに伴う受講者相互の健全な心身の育成と鍛錬を年間通して行うことを目的とします。

●新規申し込みについて

- 管理事務所か、当財団のホームページよりお申し込みください。その後、担当コーチとの面談の上受講可否を決定いたします。日程については管理事務所より連絡を行います。
- 途中入会希望者の料金は1期分の総額から参加される回数割で徴収します。

●クラスの種類・受講料について

- クラスの種類・受講料は以下の通りとします。ただし、物価その他の諸事情によりやむなく受講料を変更することがあります。
- 一度納入された受講料はいかなる理由があっても返金できません。

コース区分	料金
水曜コース（8回）	14,800 円
土曜コース（8回）	14,800 円
水・土 週2コース（16回）	25,600 円

●開講制限について

天災、災害、法令の改廃、経済情勢の変動、本施設、本スクールの改造、補修点検など、止むを得ない事由が発生した場合は、本スクールはその一部または全部を休講または短縮するなど開講制限を行うことがあります。

●定員について

1クラスあたりの受講人数は振替受講者を除き8名までとします。

●スクールの成立

50分・60分クラスは開始後30分経過、90分・110分クラスは開始後60分経過後に成立するものとし、開始後成立となった場合でも順延はしません。

●自己都合による欠席の振替について

本スクールはいかなる場合においても自己都合による欠席の振替はできません。

●中止について

雨天でも場所を変更するなど適切な環境下で実施いたします。※原則中止はいたしません。しかし、本スクール開始時刻の1時間前の時点、若しくは本スクール開催中に大阪市内に暴風警報が発令されていたときは中止となります。またその後、暴風警報が解除されても同様とします。期間中、暴風警報により受講ができなかった場合は、その分を次期受講料より割引します。

●継続について

- 継続希望の方は受講期間中に雨天等を差し引いた全額の料金を納めることにより、継続になります。
- 支払期日までに入金がなされなかった場合は、継続の意思がないものとみなします。ただしやむを得ない事情がある場合は管理事務所に継続の意思をお伝えください。その際に定員数を超えている場合があります継続いただけない事があります。

●退会について

- 退会される場合は、事前に管理事務所へ申し出てください。
- 退会后、暴風警報などにより受講できなかった分は振替として次の期以内に受講できます。
- 途中退会の場合は、残りの受講が残っていても返金はできません。

●個人情報の取り扱いについて

- スクール中の映像、写真、記事、記録などをテレビ、新聞、インターネット（SNS含む）等へ利用させていただく場合があります。同意されない場合は管理事務所までご連絡ください。

●お問合せ

南港中央野球場庭球場 管理事務所

〒559-0031 大阪府大阪市住之江区南港東 8 丁目 5-132

T E L : 06-6614-0549 (休場日 : 月曜日)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。